

函館圏都市計画図

七版準都市計画

都市計画の内容	面積	告示年月日 告示番号
準都市計画区域	約910	平成19年9月21日 北函告示 第612号
特定用途制限地域	約536	平成23年3月29日 七版町告示 第9号

都市計画区域/区域区分

区分	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域	備考
函館市	約25,262	約6,535	約18,727	【都市計画区域】 平成23年3月29日 北函告示 第612号 【市街化区域】 平成23年3月29日 北函告示 第612号 【市街化調整区域】 平成23年3月29日 北函告示 第612号
北斗市	約14,154	約4,797	約9,357	【市街化区域】 平成23年3月29日 北函告示 第612号 【市街化調整区域】 平成23年3月29日 北函告示 第612号
七飯町	約7,185	約1,181	約6,004	【市街化区域】 平成23年3月29日 北函告示 第612号 【市街化調整区域】 平成23年3月29日 北函告示 第612号

高度地区

区分	位置	面積	備考	告示年月日 告示番号
函館市	函館市 各町界及び 各町界の各一部	約18	建築物の高さの最高限度 20m	平成23年3月29日 北函告示 第612号

高度利用地区

区分	位置	面積	備考	告示年月日 告示番号
① 函館駅前地区	函館市 各町界の一部	約1.0	建築物の高さの最高限度は、 10mを超過する高さの建築物 の建築が認められる。ただし、 建築物の高さの最高限度は、 10mを超過する高さの建築物 の建築が認められる。	平成23年3月29日 北函告示 第612号
② 函館駅前地区	函館市 各町界の一部	約1.0	建築物の高さの最高限度は、 10mを超過する高さの建築物 の建築が認められる。ただし、 建築物の高さの最高限度は、 10mを超過する高さの建築物 の建築が認められる。	平成23年3月29日 北函告示 第612号
③ 本町駅前地区	函館市 本町界の一部	約1.0	建築物の高さの最高限度は、 10mを超過する高さの建築物 の建築が認められる。ただし、 建築物の高さの最高限度は、 10mを超過する高さの建築物 の建築が認められる。	平成23年3月29日 北函告示 第612号
④ 函館駅前地区	函館市 各町界の一部	約1.0	建築物の高さの最高限度は、 10mを超過する高さの建築物 の建築が認められる。ただし、 建築物の高さの最高限度は、 10mを超過する高さの建築物 の建築が認められる。	平成23年3月29日 北函告示 第612号

防火地域及び準防火地域

区分	位置	面積	備考	告示年月日 告示番号			
函館市	約20	5.7	約518	96.3	約538	100.0	平成23年3月29日 北函告示 第612号
北斗市	—	—	約30	100.0	約30	100.0	平成23年3月29日 北函告示 第612号
七飯町	—	—	約6.1	100.0	約6.1	100.0	平成23年3月29日 北函告示 第612号

スポーツ・レクリエーション地区

区分	位置	面積	備考	告示年月日 告示番号
函館市	千代台地区	約0.1	スポーツ・レクリエーション地区 として指定する。	平成23年3月29日 北函告示 第612号

小売店舗地区

区分	位置	面積	備考	告示年月日 告示番号
七飯町	七飯町 本町1丁目、本町 2丁目及び本町3丁目	約1.0	小売店舗地区として指定する。	平成23年3月29日 七飯町告示 第9号

大規模集客施設制限地区

区分	位置	面積	備考	告示年月日 告示番号
函館市	函館市 各町界 各町界 の一部	約0.5	大規模集客施設制限地区 として指定する。	平成23年3月29日 北函告示 第612号

用途地域

区分	位置	面積	備考	告示年月日 告示番号										
函館市	約1,282	約56	約363	約919.6	約1,277	約294.1	約111	約311.4	約240.4	約941	約571	約169	約6,535.5	平成23年4月7日 北函告示 第612号
北斗市	約940	約42	約146	約861	約777	約282	約88	約351	約335	約780	約270	約115	約4,787	平成23年1月25日 北函告示 第612号
七飯町	約101	約8.6	約121	約69	約324	約5.1	約23	約23.3	約5.1	約139	約271	約17	約1,180.8	平成23年4月7日 七飯町告示 第21号

特別用途地区

区分	位置	面積	備考	告示年月日 告示番号
函館市	函館市 各町界及び 各町界の一部	約0.1	特別用途地区として指定する。	平成23年3月29日 北函告示 第612号

特別工業地区

区分	位置	面積	備考	告示年月日 告示番号
函館市	函館市 各町界の一部	約0.1	特別工業地区として指定する。	平成23年3月29日 北函告示 第612号

観光地区

区分	位置	面積	備考	告示年月日 告示番号
函館市	函館市 各町界及び 各町界の一部	約0.1	観光地区として指定する。	平成23年3月29日 北函告示 第612号

駐車場整備地区

区分	位置	面積	備考	告示年月日 告示番号
函館市	函館市 各町界及び 各町界の一部	約0.1	駐車場整備地区として指定する。	平成23年3月29日 北函告示 第612号

臨港地区

区分	位置	面積	備考	告示年月日 告示番号
函館市	函館市 各町界及び 各町界の一部	約0.1	臨港地区として指定する。	平成23年3月29日 北函告示 第612号

伝統的建造物群保存地区

区分	位置	面積	備考	告示年月日 告示番号
函館市	函館市 各町界及び 各町界の一部	約0.1	伝統的建造物群保存地区として指定する。	平成23年3月29日 北函告示 第612号

地区計画

区分	位置	面積	備考	告示年月日 告示番号
函館市	函館市 各町界及び 各町界の一部	約0.1	地区計画として指定する。	平成23年3月29日 北函告示 第612号

凡例

都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域	用途地域	特別工業地区	観光地区	スポーツ・レクリエーション地区	大規模集客施設制限地区	特別業務地区	小売店舗地区	高度地区	高度利用地区	防火地域	準防火地域	駐車場整備地区	臨港地区	伝統的建造物群保存地区	地区計画決定地区	土地区画整理事業施行区域
都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域	第1種低層住居専用地域	特別工業地区	観光地区	スポーツ・レクリエーション地区	大規模集客施設制限地区	特別業務地区	小売店舗地区	高度地区	高度利用地区	防火地域	準防火地域	駐車場整備地区	臨港地区	伝統的建造物群保存地区	地区計画決定地区	土地区画整理事業施行区域

函一 1 末広地区